平成２３年（フ）第１１０２号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目25番28―603号
債務者　佐橋　憲吾
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２８号
横浜市鶴見区生麦４丁目20番３号
債務者　赤羽根文恵
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３０号
横浜市保土ケ谷区法泉３丁目22番14―106号
債務者　渡邉奈緒美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６８号
横浜市南区永田南１丁目18番14号　北原荘101号
債務者　三木田秋男
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８７号
横浜市磯子区森２丁目15番29号　パリセーズハイツ屏風浦Ａ棟101号
債務者　井嶋　進也
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８８号
横浜市磯子区森２丁目15番29号　パリセーズハイツ屏風浦Ａ棟101号
債務者　井嶋　望美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９１号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目１番３号　シャルム早川Ｃ―106
債務者　松本　利沙（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０８号
横浜市緑区寺山町582番地　ハイツ秋元第２―103号
債務者　高石　真治
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０９号
横浜市緑区寺山町582番地　ハイツ秋元第２―103号
債務者　高石　梨恵
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４２号
神奈川県大和市福田1587番地62
債務者　星　　洋子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４３号
神奈川県大和市福田５丁目５番地43　ウイングマンションアーク205号
債務者　上田　リリ
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５０号
横浜市金沢区富岡東１丁目28番８号
債務者　葛西　裕一
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４８号
静岡市清水区新富町11番15号
債務者　大塩　仁美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０２号
栃木県下野市石橋671番地15
債務者　橋本　十郎
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月８日午前９時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２９号
栃木県宇都宮市下小倉町2114番地１、前住所茨城県猿島郡境町大字塚崎1556番地２
債務者　飯村　藤男
1　決定年月日時　平成23年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係